

対象案件	北広島市手数料徴収条例の一部改正について
意見募集期間	平成 27 年 7 月 15 日(水)から平成 27 年 8 月 14 日(金)まで
担当部署(問合せ先)	市民環境部市民課 電話 011-372-3311 内 656
意見提出件数	意見提出者数 0 人
	意見提出件数 0 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
意見の提出はありませ んでした。	<p>今後の予定</p> <p>平成 27 年 8 月下旬 パブリックコメント検討結果の公表</p> <p>平成 27 年 8 月 28 日 平成 27 年第 3 回(9 月)定例会に提案</p> <p>平成 27 年 10 月 2 日 平成 27 年第 3 回(9 月)定例会で議決 (予定)</p> <p>平成 27 年 10 月 5 日 「行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律」 (いわゆるマイナンバー法)が施行 条例の施行及び通知カードの再交付手 数料を適用</p> <p>平成 28 年 1 月 1 日 個人番号カードの再交付手数料を適用 し、住民基本台帳カードの交付及び再交 付手数料を削除</p>